

令和5年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

建設産業課

I 趣旨

「広島県建設産業ビジョン2021」に基づく、「確かな競争力を発揮する建設産業」「担い手確保と働き方改革」「建設産業の生産性向上」「災害時に力を発揮する建設産業」の4分野における具体的な取組を進めていくため、次のとおり制度改正等を行う。

II 改正内容等

建設工事に係る改正

- 1 **予定価格の事後公表の拡大**【令和5年6月～】 (P 3)
建設工事に係る予定価格を事後公表する対象工事を拡大することとし、建設工事における適正な見積り及び競争を促進する。
- 2 **週休2日モデル工事等の改正**【令和5年6月～】 (P 4)
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。
- 3 **快適トイレモデル工事の改正**【令和5年6月～】 (P 6)
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、快適トイレを現場に設置し、労働環境の改善を図る。
- 4 **ICT活用工事の拡大**【令和5年6月～】 (P 7)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、ICT活用工事の取組を拡大する。
- 5 **建設工事に係る総合評価落札方式の改正**【令和5年6月～】 (P 10)
総合評価落札方式の評価項目等について、生産性の向上や担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。
- 6 **低入札価格調査制度の強化**【令和5年度上半期中を目標】 (P 16)
入札契約に係る不正を排除し、公正性・公平性・透明性の高い市場環境の整備を図るため、低入札価格調査制度を改正し、適正な競争と工事品質を確保する。
- 7 **工事成績条件付き一般競争入札の改正**【令和5年6月～】 (P 17)
広島県が発注する建設工事について、工事成績の実績を要件とした「工事成績条件付き一般競争入札」を改正し、優良な県内企業の受注機会の確保を図る。
- 8 **優良建設工事等表彰制度の改正**【令和5年6月～】 (P 18)
技術力の高い企業及び技術者を適切に評価するため、優良建設工事等の表彰制度を改正し、適切な運用を図る。
- 9 **災害復旧工事等における損害発生時の受注者負担軽減**【令和5年4月～】 (P 19)
災害発生時の受注者負担を軽減し、受注しやすい環境を整えるため、災害復旧工事等について、不可抗力による損害が発生した場合の受注者負担を求めないこととする。

測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

10 **業務に係る総合評価落札方式の改正**【令和5年6月～】 (P20)

総合評価落札方式の評価項目等について、総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

B I M／C I Mの活用に係る改正

11 **C I M推進モデル業務及びC I M活用工事の拡大**【令和5年6月～】 (P24)

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、建設現場の生産性向上を図るため、C I M推進モデル業務及びC I M活用工事を拡大する。

12 **B I M推進モデル業務の試行**【令和5年6月～】 (P25)

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、建設現場の生産性向上を図るため、新築工事の設計業務において、B I M推進モデル業務の試行を開始する。

入札参加資格認定等に係る改正

13 **令和5・6年度の建設工事等の入札参加資格の認定及び格付別標準発注金額等** (P26)

令和5年度及び令和6年度において、県が発注する建設工事等に係る入札参加資格の認定を行うとともに、格付別標準発注金額表を改正する。

14 **令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格の認定** (P29)

令和5年度及び令和6年度において、県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格の認定を行う。

1 予定価格の事後公表の拡大について

1 趣旨

建設工事に係る予定価格を事後公表する対象を拡大することとし、建設工事における適正な見積り及び競争のより一層の促進を図る。

2 内容

次のとおり、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

改正前		改正後	
設計金額	入札参加資格	設計金額	入札参加資格
1.5億円以上	・土木一式工事 ・建築一式工事 ・プレストレストコンクリート工事 ・電気工事 ・管工事	<u>1.0億円以上</u>	<u>・土木一式工事</u>
2.5億円以上	・機械器具設置工事 ・電気通信工事	1.5億円以上	・建築一式工事 ・プレストレストコンクリート工事 ・電気工事 ・管工事
5億円以上	・上記以外	2.5億円以上	・機械器具設置工事 ・電気通信工事
		5億円以上	・上記以外

3 今後の予定

引き続き、対象工事を拡大する。

4 施行期日

令和5年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：全部局)

2 週休2日モデル工事等について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。

2 内容

(1)「週休2日モデル工事」

ア 請負対象設計金額1千万円以上の工事は、原則、発注者指定型の「週休2日モデル工事」として実施する。

また、請負対象設計金額1千万円未満の工事は、受注者希望型の「週休2日モデル工事」として実施する。

なお、緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く。

(対象部局：農林水産局，土木建築局(営繕課を除く)，商工労働局，上下水道部)

イ 営繕課発注のすべての工事（現場施工可能期間が短い等の現場閉所が困難な工事を除く）は、原則、発注者指定型の「週休2日モデル工事」として実施する。

(2)「週休2日交替制モデル工事」

「週休2日モデル工事」での発注が困難な工事は、技術者や技能労働者ごとに週休2日に取り組む「週休2日交替制モデル工事」を受注者希望型で実施する。

(対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，上下水道部)

※農林水産局については、令和5年度から「週休2日モデル工事」の発注者指定型及び「週休2日交替制モデル工事」を導入。

※土木建築局（営繕課）については、令和5年度から「週休2日交替制モデル工事」を導入。

3 今後の予定

次年度以降、「週休2日モデル工事」の発注者指定型において4週8休以上を実施できなかった場合は、工事成績評価の減点を行うことを検討する。

4 施行期日

令和5年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

【参考】

	週休2日モデル工事	週休2日交替制モデル工事
週休2日の考え方	対象期間において、4週8休（対象期間の28分の8の日数のこと）以上の現場閉所を行ったと認められること。 ➤ 現場閉所が困難な工事は、週休2日交替制モデル工事として実施する。 ➤ 現場閉所とは、対象期間内において、1日を通して、現場事務所での内業を含むいづれの現地作業も実施していない状態のこと。	対象期間において、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休（対象期間内に現場に従事した技術者等の平均休日率^{※1}が28分の8の水準）以上の休日を確保したと認められること。 ※1 休日率（%）＝技術者・技能労働者の休日日数÷対象期間
対象期間	工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間^{※2}は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。 1 年末年始6日間及び夏季休暇3日間 2 工場製作のみが行われている期間 3 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業する期間 ※2 土木工事標準積算基準書（参考資料編）に記載の後片付け日数以上を確保すること	

「週休2日モデル工事」の補正係数					
4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)		4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)		週休2日（4週8休以上） (28.5%以上)	
労務費	1.01	労務費	1.03	労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.01	機械経費（賃料）	1.03	機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費	1.02	共通仮設費	1.03	共通仮設費	1.04
現場管理費	1.03	現場管理費	1.04	現場管理費	1.06

営繕工事については、労務費の補正のみを行う。

「週休2日交替制モデル工事」の補正係数					
4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)		4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)		週休2日（4週8休以上） (28.5%以上)	
労務費	1.01	労務費	1.03	労務費	1.05
現場管理費	1.01	現場管理費	1.02	現場管理費	1.03

営繕工事については、労務費の補正のみを行う。

3 快適トイレモデル工事について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、快適トイレを現場に設置し、労働環境の改善を図る。

2 内容

「快適トイレモデル工事」の発注者指定型の適用拡大

請負対象設計金額1千万円以上の工事（災害復旧工事を除く）は、原則、発注者指定型として実施する。

なお、発注者指定型を除く工事（災害復旧工事を除く）は、原則、受注者希望型として実施する。

※農林水産局については、令和5年度から発注者指定型を導入。

3 施行期日

令和5年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

（対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，上下水道部）

【参考】

【参考】快適トイレの仕様	
(1) 快適トイレに求める機能	(2) 付属品として備えるもの
ア 洋式便座 イ 水洗機能（簡易水洗，し尿処理装置付きを含む） ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能） エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） オ 照明設備（電源がなくても良いもの） カ 衣類掛け等のフック付，又は，荷物置き場設備機能（耐荷重5kg 以上）	キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ケ サニタリーボックス コ 鏡付きの洗面台 サ 便座除菌シート等の衛生用品
	(3) 推奨する仕様，付属品
	シ 室内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
	ス 擬音装置（機能を含む）
	セ 着替え台
	ソ 臭気対策機能の多重化
	タ 室内温度の調整が可能な設備
	チ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

「(1) 快適トイレに求める機能」及び「(2) 付属品として備えるもの」は、現場に導入するにあたり必ず備えるものとする。

4 ICT活用工事の拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、「ICT活用工事」の取組を拡大する。

2 内容

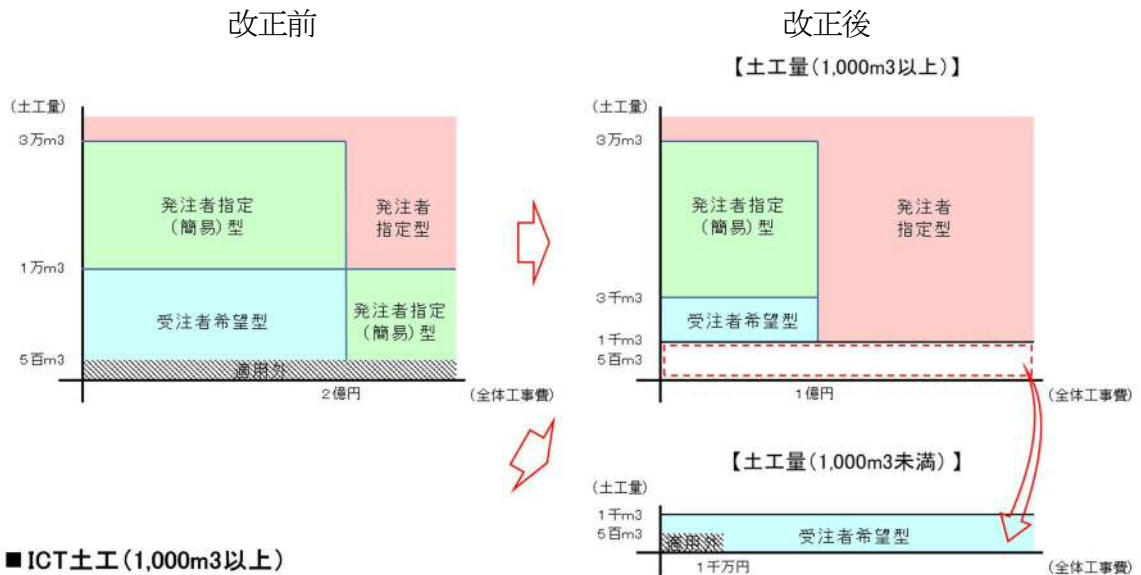
(1) 対象工事の拡大

土工、舗装工、河川浚渫及び舗装工（修繕工）は、発注者指定型及び発注者指定（簡易）型の対象工事を拡大し（次の図を参考に発注型式を選定）、施工規模に応じてICTを活用する。また、CIMモデルの業務成果があるものは原則発注者指定型で工事発注する。

ICT活用工事	簡易型ICT活用工事
(1)～(5)の全ての段階でICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品	(1)～(5)のうち、部分的にICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量【任意】 (2) 3次元設計データ作成【必須】 (3) ICT建設機械による施工【任意】 (4) 3次元出来形管理等の施工管理【必須】 (5) 3次元データの納品【必須】

発注型式の取扱い	
発注者指定型	ICT活用工事の実施が必須
発注者指定（簡易）型	簡易型ICT活用工事の実施が必須 契約後、ICT活用工事に変更することも可能
受注者希望型	契約後、受注者の希望により、ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事を実施することが可能

ア 土工



■ICT土工(1,000m³以上)

次の施工プロセスの**全ての段階でICT活用**を必須

- ☒ ①3次元起工測量
 ☒ ②3次元設計データ作成
 ☒ ③ICT建設機械による施工
 ☒ ④3次元出来形管理等の施工管理
 (面管理を標準)
 ☒ ⑤3次元データの納品

■ICT土工(1,000m³未満)

次の**②から⑤の段階でICT活用**を必須(①の段階は任意)

- ☐ ①3次元起工測量
 ☒ ②3次元設計データ作成
 ☒ ③ICT建設機械による施工
 ☒ ④3次元出来形管理等の施工管理
 (断面管理を標準)
 ☒ ⑤3次元データの納品

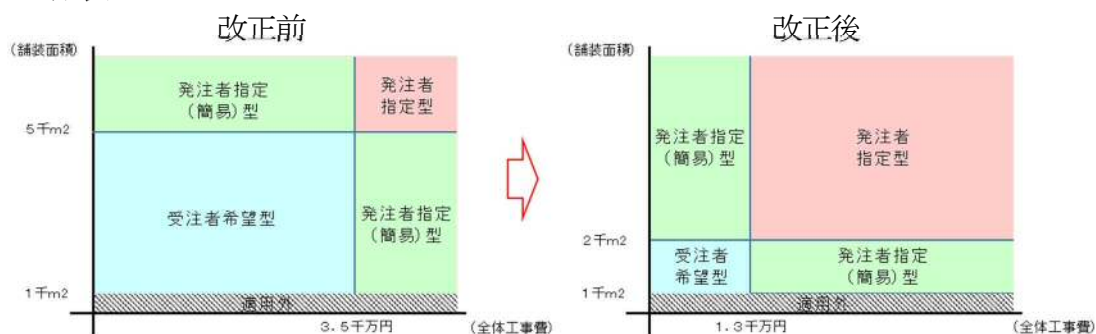
☒ 必須※

☐ 任意

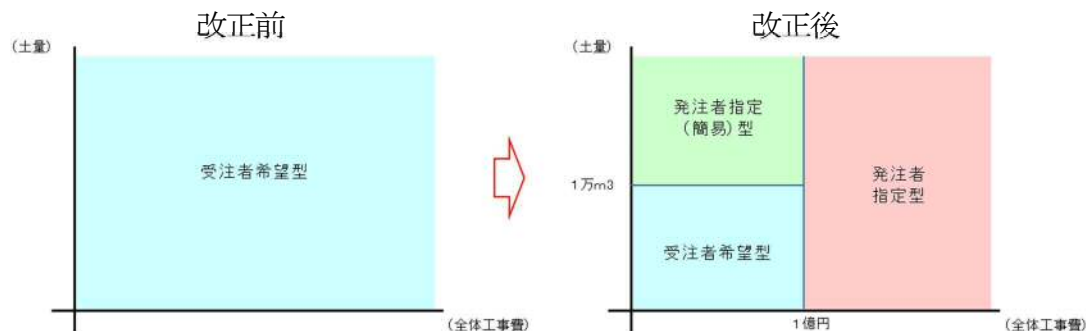
※簡易型ICT活用工事の場合は、土工量に関わらず①及び③の段階を任意とする。

図 発注イメージ (その1)

イ 舗装工



ウ 河川浚渫



エ 舗装工 (修繕工)

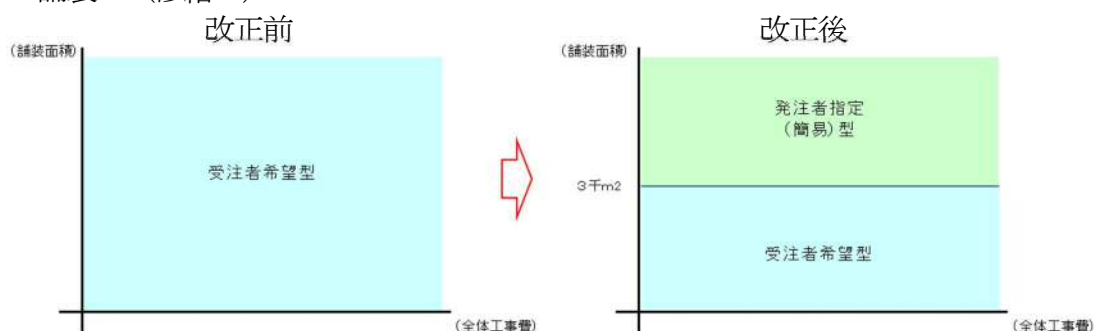


図 発注イメージ (その2)

(2) 適用工種の拡大

次のとおり、適用工種を拡大する。

改正前	改正後
適用工種	適用工種
土工 (500m ³ 以上)	土工 (すべての施工規模)
舗装工	舗装工
河川浚渫	河川浚渫
作業土工 (床掘)	作業土工 (床掘)
付帯構造物設置工	付帯構造物設置工
法面工	法面工
地盤改良工	地盤改良工
舗装工 (修繕工) (切削オーバーレイ工)	舗装工 (修繕工) (切削オーバーレイ工, 路面切削工)
構造物工 (橋脚・橋台)	構造物工 (橋脚・橋台, 橋梁上部, 基礎工, 擁壁工)

3 施行期日

令和5年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：土木建築局 (営繕課を除く), 商工労働局)

農林水産局におけるICT活用工事の試行拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、「ICT活用工事」の取組を拡大する。

2 内容

(1) 適用工種の拡大

土工、ほ場整備工に加え、「舗装工」の試行を開始する。

改正前		改正後
適用工種		適用工種
土工（1,000m ³ 以上）		土工（1,000m ³ 以上）
ほ場整備工（1.0ha以上）		ほ場整備工（1.0ha以上）
		<u>舗装工（3,000m²以上）</u>

3 対象工事

試行要領を定め、「広島県の調達情報」において公表する。

4 施行期日

令和5年8月1日以降に公告する工事から実施する。

(対象部局：農林水産局)

5 建設工事に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」、「担い手確保と働き方改革」の実現に向けて、総合評価落札方式の評価項目について、生産性の向上や担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 評価項目の改正点

(1) 技術提案「実施方針」の追加

請負対象設計金額3億円以上の「技術評価1型」について、「実施方針」を評価項目として設定し、工事箇所の周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性を踏まえた施工上の留意事項の記述を求め、評価する。

(2) 配置予定技術者の能力「ICT活用工事の施工経験」の追加

建設現場の生産性向上を目指しICT活用工事の普及拡大を図るため、過去2年間に完成した公共発注機関が発注したICT活用工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した経験がある配置予定技術者を加点点評価する。

当該工事をICT活用工事が発注する工事を評価対象として設定するものとし、実績として評価する工事は当該工事と同じ業種で発注されたICT活用工事又は簡易型ICT活用工事（中国Light ICT 工事を含む）とする。

令和5年6月1日以降に公告する工事		
ICT 活用工事の施工経験	主任（監理）技術者として ICT 活用工事の施工経験あり	2.0 点
	主任（監理）技術者として簡易型 ICT 活用工事（中国 Light ICT 工事を含む）の施工経験あり	1.0 点
	現場代理人として ICT 活用工事又は簡易型 ICT 活用工事（中国 Light ICT 工事を含む）の施工経験あり	0.5 点
	施工経験なし	0.0 点

3 評価方法の改正点

(1) 技術提案「品質に関する課題」及び「施工に関する課題」の評価方法の変更

当該工事箇所の諸条件（周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性）を踏まえた提案の理由について、記述を求める。

また、実施方針を評価項目として設定した場合において、実施方針を踏まえた内容となっていない場合は技術提案の評価点を減ずる。

(2) 企業の施工能力「登録基幹技能者の配置」における対象業種の追加

技能労働者の確保・育成に向け、全ての登録基幹技能者を対象とし、登録基幹技能者を当該現場に配置する場合に加点点評価する。

基幹技能者の所属は元請、下請にかかわらず、配置予定技術者又は現場代理人との兼務の場合は評価対象外とする。

(3) 企業の施工能力「建設キャリアアップシステムの活用」の評価基準の変更

技能労働者の確保・育成と処遇改善に向け、設計金額1億円以上の全ての型式について、建設キャリアアップシステムを当該現場で活用し、次の基準を達成する者を加点点評価する。

指 標	基 準
就業履歴蓄積率	25%

就業履歴蓄積率：カードリーダーを利用して工事現場へ入場した技能者の延べ人数／工事現場へ入場した技能者の延べ人数

対 象 期 間：工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）まで

令和5年6月1日以降に公告する工事		
建設キャリアアップシステムの活用	就業履歴蓄積率が25%以上	1.0 点
	建設キャリアアップシステムを活用するが就業履歴蓄積率が25%未満	0.5 点
	活用しない	0.0 点

(4) 地域貢献の実績「過去4年間の災害復旧工事等の受注実績」の評価対象期間の変更

令和5・6年度建設工事入札参加者名簿の作成に伴い、災害復旧工事等の受注実績の評価対象期間を変更する。

公告日	評価対象期間
令和3年6月1日から 令和5年5月31日	平成28年11月1日から令和2年10月31日
令和5年6月1日から 令和7年5月31日	平成30年11月1日から令和4年10月31日

※対象工事は、評価対象期間に引き渡しを受けた災害復旧工事等とし、応急復旧工事は対象外。

(5) 企業の施工能力「工事成績の平均（最高）点」、配置予定技術者の能力「工事成績の平均（最高）点」における対象期間の変更及び配置予定技術者の能力「継続教育（CPD）」における評価対象年度の変更

令和4年度に引き続き、評価対象期間を延長する。

例 企業の施工能力「工事成績3件の平均点」の評価対象期間

公告日	R4. 4. 1～R5. 3. 31	R5. 4. 1～R6. 3. 31
評価対象期間	平成29年4月1日から 公告日の前日まで (5年)	平成30年4月1日から 公告日の前日まで (5年)

配置技術者の能力「継続教育（CPD）」の評価対象期間

公告日	R4. 4. 1～R5. 3. 31	R5. 4. 1～R6. 3. 31
評価対象期間	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで (3年)	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで (3年)

4 その他

技術提案に係る実施方針の記載の条件

技術提案に係る実施方針について、次のとおり記述の条件を設定する。

- ①文字の大きさ：9ポイント以上
- ②文字数：400字以内（図表等の文字数は含めない）
- ③枚数：A4用紙 1枚以内（図表等の参考資料も含む）
- ④図表等：文字の大きさは問わないが、読み取り可能な大きさ

5 施行期日

令和5年6月1日以降に公告する工事から実施する。

3（5）については、令和5年4月1日以降に公告する工事から実施する。

（対象部局：農林水産局，土木建築局（営繕課は2（1），2（2），3（1），3（4）を除く），
商工労働局，上下水道部（3（4）を除く）

【参考】

令和6年6月1日以降に公告する工事における改正点（予定）

- 企業の施工能力「工事成績の平均（最高）点」及び配置予定技術者の能力「工事成績の平均（最高）点」の評価対象期間の変更

企業及び配置予定技術者の工事成績の平均点（実績評価2型及び地域維持型は最高点）について、技術力をより適切に評価するため、評価対象期間を変更する。

◆企業の施工能力

型 式	評価対象期間
全ての型式	過去 <u>3</u> 年間の工事成績3件の平均点（実績評価2型及び地域維持型は最高点）

◆配置予定技術者の能力

型 式	評価対象期間
全ての型式	過去 <u>6</u> 年間の工事成績3件の平均点（実績評価2型及び地域維持型は最高点）

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			8.0～11.0	8.0～15.0	19.0～30.0
① 実施方針					3.0
② 品質に関する課題				(4.0)8.0	(8.0)16.0
③ 施工に関する課題			(4.0)8.0	◎4.0	◎8.0
④ 工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
(2) 企業の施工能力	6.0～10.0	11.0～15.0	11.0～15.0	11.0～15.0	11.0～15.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去5年間の工事成績3件の平均点（過去5年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 自社施工（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑥ 建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 「広島県長寿命化活用制度」登録技術の活用実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑧ ICT活用工事の実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	10.0～13.0	10.0～13.0	8.0～11.0	8.0～11.0	8.0～11.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 若手・女性技術者の配置	2.0	2.0			
③ 過去9年間の工事成績3件の平均点（過去6年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑤ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 過去3年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当 ※若手優秀技術者は土木一式のみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑧ ICT活用工事の実績の有無（選択）	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無 ※「自社工場」は〈選択〉	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0～8.0	1.0～3.0			
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイロード、ラブリバー制度認定）	2.0	1.0			
② 過去5年間の地域維持業務の受注実績【土木一式のみ】※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務）	◎2.0				
③ 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績【土木一式のみ】	◎4.0	◎2.0			
(6) 施工体制評価	5.0	5.0	0～5.0	5.0	0～5.0
① 調査基準価格以上で応札又は前年度に完了検査を受けた同一業種の低入札工事の成績評価が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上（選択） ※5億円未満のみ	5.0	5.0	◎5.0	5.0	◎5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	27.0～40.0	28.0～37.0	28.0～43.0	33.0～47.0	39.0～62.0
配 点（換算値）	50点換算	50点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)①、②において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

※成績点及び技術者の継続教育の評価対象期間の改正はR5.4.1からとする。

下線部は変更箇所

	地域維持型
(2) 企業の施工能力	5.0～7.0
① 過去 5 年間の工事成績の最高点	3.0
② 過去 2 年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0
③ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0
④ 自社施工（選択）	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0～9.0
① 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0
② 過去 6 年間の工事成績の最高点	1.0
③ 過去 15 年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0
④ 過去 15 年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0
⑤ 過去 3 年間の継続教育（C P D）の取組み	2.0
⑥ 主任（監理）技術者が過去 2 年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0
(4) 地域の精通性	6.0～12.0
① 地域内における主たる営業所の有無【J V 代表者又は単体企業】	3.0
② 地域内における主たる営業所の有無【J V 代表者以外の構成員】	◎3.0
③ 過去 3 年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【J V 代表者又は単体企業】	3.0
④ 過去 3 年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【J V 代表者以外の構成員】	◎3.0
(5) 地域貢献の実績 （発注事務所管内での実績に限定）	2.0～8.0
① 過去 1 年間のボランティア活動の実績の有無（マイロード、ラブリバー制度認定）【J V 代表者又は単体企業】	2.0
② 過去 1 年間のボランティア活動の実績の有無（マイロード、ラブリバー制度認定）【J V 代表者以外の構成員】	◎2.0
③ 過去 5 年間の地域維持業務委託※の受注実績の有無【土木一式のみ】【J V 代表者又は単体企業】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務）	◎2.0
④ 過去 5 年間の地域維持業務委託※の受注実績の有無【土木一式のみ】【J V 代表者以外の構成員】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務）	◎2.0
(6) 指名除外の状況	-1.0
① 過去 1 年間ににおける指名除外措置の有無	-1.0
(7) 施工体制評価	5.0
① 調査基準価格以上で応札又は前年度に完成検査を受けた同一業種の低入札工事の成績評価が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上	5.0
合 計	26.0～41.0
配 点（換算値）	50 点換算

※評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※成績点及び技術者の継続教育の評価対象期間の改正は **R5.4.1** からとする。

下線部は変更箇所

総合評価落札方式【建設工事（営繕工事）】の評価項目改正案（R5.6～）

	実績評価型	技術評価 2 型	技術評価 1 型
(1) 技術提案		6.0	12.0
① 性能・機能の向上に関する課題			6.0
② 社会的要請への対応に関する課題		6.0	6.0
(2) 企業の施工能力	7.0～8.0	7.0～8.0	7.0～8.0
① 過去 15 年間の同種・同規模工事の施工実績	1.0	1.0	1.0
② 過去 5 年間の工事成績 3 件の平均点	3.0	3.0	3.0
③ 過去 2 年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0
(3) 配置予定技術者の能力	7.0～8.0	6.0～7.0	6.0～7.0
① 若手・女性技術者の配置	2.0		
② 過去 15 年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無	3.0	3.0	3.0
③ 過去 3 年間の継続教育（CPD）の取組み	1.0	1.0	1.0
④ 主任（監理）技術者が過去 2 年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0
⑤ 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(4) 地域の精通性	3.0～4.0	3.0～4.0	3.0～4.0
① 地域内における主たる営業所の有無	2.0	2.0	2.0
② 過去 10 年間の地域内における同種・同規模工事の施工実績	1.0	1.0	1.0
③ 広島県被災建築物応急危険度判定士の認定状況（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(5) 施工体制評価	0～5.0	0～5.0	0～5.0
① 調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であったものは調査基準価格以上の応札者と同様に加点。（選択）※5 億円未満のみ	◎5.0	◎5.0	◎5.0
(6) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去 1 年間ににおける指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	17.0～25.0	22.0～30.0	28.0～36.0
配 点（換算値）	40 点換算	50 点換算	60 点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※成績点及び技術者の継続教育の評価対象期間の改正は R5.4.1 からとする。

下線部は変更箇所

6 低入札価格調査制度の改正について

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」の実現に向け、入札契約に係る不正を排除し、公正性・公平性・透明性の高い市場環境の整備を図るため、低入札価格調査制度を改正し、適正な競争と工事品質を確保する。

2 調査基準価格に係る改正

入札参加者の入札金額により調査基準価格が変動する仕組みを導入する。

(1) 調査基準価格の算出方法

調査基準価格＝入札金額の平均額×補正係数

(2) 対象

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務（広島県電子入札実施要領に基づく電子入札の対象案件に限る）

(3) 導入時期

令和5年度上半期中を目途に導入予定

(対象部局：全部局)

7 工事成績条件付一般競争入札の改正について

1 趣旨

広島県が発注する建設工事について、工事成績の実績を要件とした「工事成績条件付一般競争入札」を改正し、優良な県内企業の受注機会の確保を図る。

2 改正内容

建設工事指名業者等選定要綱第4条に規定する県建設工事入札参加資格者名簿における土木一式工事の平均工事成績について、72点以上を73点以上に改正する。

なお、この平均工事成績点は、次年度以降も段階的に引き上げることを検討する。

3 対象工事

広島県発注の請負対象設計金額1,000万円以上5,000万円未満の土木一式工事を対象とする。

4 施行期日

令和5年6月1日以降に公告する工事から実施する。

(対象部局：農林水産局，土木建築局)

8 優良建設工事等の表彰制度について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」や「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、優良建設工事等の表彰制度について、次のとおり変更する。

2 変更内容

(1) 基準点数の変更

優れた成績を修めた受注者及び優秀な技術者を適切に表彰するため、次の工事の業種の基準点数を変更する。

区分	業種	基準点数	
		変更前	変更後
工事	建築一式工事	84 点	85 点

(2) 特別表彰の選考基準の変更

適切な工期及び履行期間を確保しつつ優秀な技術者を評価するため、優秀技術者の特別表彰の選考基準を変更する。

	変更前	変更後
優秀技術者の特別表彰の選考基準	同一業種又は分野において、優秀技術者表彰を3年連続で受け、その翌年度に選考対象となった者	選考対象者のうち、同一業種又は分野において、前年度から過去4年の間に3回優秀技術者表彰を受けた者

3 要件項目（変更無し）

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICT の活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用等
0.5 点	・表彰対象工事における簡易型 ICT 活用工事の実施	—	・表彰対象工事における4週6休以上4週8休未満の実施 ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムの活用
1 点	・表彰対象工事における ICT 活用工事の実施（簡易型を除く）	・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における4週8休以上の実施 ・表彰対象工事における工事着手時 40 歳以下の技術者による施工
2 点	・表彰対象工事における広島県建設分野の革新技术活用制度の登録技術者の活用		・表彰対象工事における女性技術者による施工

※ 小数第1位以下は切り捨てる（例 87.5 点→87 点）。

4 施行期日

令和5年度に引渡しを受けた建設工事を対象とした令和6年度表彰から適用する。

（対象部局：全部局）

9 災害復旧工事等における損害発生時の受注者負担軽減について

1 趣旨

災害が頻発化・激甚化している状況を踏まえ、災害発生時の受注者負担を軽減し、災害復旧工事等を受注しやすい環境を整えるため、災害復旧工事等について、不可抗力による損害が発生した場合の受注者負担を求めないこととする。

2 内容

次のとおり、損害発生時の受注者負担を見直す。

(1) 建設工事

変更前	変更後
不可抗力による損害が発生した場合、発注者が損害額のうち請負代金額の1/100を超える額を負担	(災害復旧に関する工事以外の工事) 同左
	(災害復旧に関する工事) 発注者が損害合計額を負担

(対象部局：全部局)

(2) 地域維持事業に係る業務

変更前	変更後
不可抗力による損害が発生した場合、発注者が損害額のうち請負代金額の1/100を超える額を負担	(災害応急対策に係らない部分) 同左
	(発注者の指示により実施する災害応急対策) 発注者が損害合計額を負担

(対象部局：土木建築局)

3 施行期日

令和5年4月1日以降に契約する工事及び業務から実施する。

(対象工事等については、特記仕様書等で明示)

10 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 対象業務

原則として、請負対象設計金額 1,500 万円以上の次の業務を対象に適用し、型式は業務内容に応じて選定する。

土木関係建設コンサルタント業務	全ての業務（災害復旧事業に伴う業務及び単純な業務は除く）
測量	航空レーザ測量、空中写真測量又は画像解析等業務
地質調査業務	解析を伴う業務（ボーリング調査のみの解析は除く）

3 評価項目の改正

企業の能力「C I Mモデル業務の実績」の追加

過去2年間においてC I Mモデル業務を実施している場合、加点点評価する。

判断基準	配点
2件以上	2点
1件	1点

4 評価対象期間の変更

(1) 配置予定管理技術者の能力「同種業務分野（部門）の業務成績評定点」における評価対象期間の変更《継続》

平成30年7月豪雨災害に伴う緊急対応により、成績評定対象外の業務が多かったことから、引き続き、令和5年度も評価対象期間を1年延長する。

配置予定管理技術者の能力「業務成績評定の平均点」の評価対象期間

指名通知日	R5. 4. 1～R6. 3. 31
評価対象期間	平成29年4月1日から指名通知した日の前日まで（ <u>6</u> 年）

(2) 配置予定管理（担当）技術者の能力企業の能力「継続教育（CPD）の取組み」における評価対象期間の変更《継続》

新型コロナウイルス感染症に伴う影響により単位の取得が困難であったことから、引き続き、令和5年度も評価対象期間を1年延長する。

企業の能力「業務成績評定の平均点」の評価対象期間

指名通知日	R5. 4. 1～R6. 3. 31
評価対象期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（ <u>3</u> 年）

5 施行期日

令和5年6月1日以降に指名する業務から実施する。

4については、令和5年4月1日以降に指名する業務から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局、上下水道部）

【参考】

令和6年6月1日以降に指名する業務における改正点（予定）
○配置予定技術者の能力「C I Mモデル業務の実績」の追加 配置予定技術者の評価項目においてC I Mモデル業務の実績を評価する。

総合評価落札方式の評価項目改正案（R5. 6～）

評 価 項 目	型 式					
	技術評価型		実績評価 1 型		実績評価 2 型	
(1) 企業の能力	(11)		(7)～(10)		(9)	
過去 1 0 年間の同種・同規模業務の実績	(2)		◎(2)※ ³			
過去 3 年間の同種業務分野 3 件の業務成績評定の平均点※ ⁴	(4)		(2)		(2)	
地域の精通性（本店所在地）			◎(1)※ ³		(2)	
品質確保体制（実施体制）	(2)		(2)		(2)	
過去 2 年間に当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当※ ⁴	(1)		(1)		(1)	
過去 2 年間の C I M モデル業務の実績	(2)		(2)		(2)	
(2) 配置予定管理技術者の能力	(20)		(23)		(17)	
保有する資格	(3)		(4)		(3)	
若手技術者又は 女性技術者の配置					(2)	
手持ち業務予定件数	(3)		(4)		(4)	
過去 3 年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
過去 1 0 年間の同種業務の実績	(6)		(6)			
過去 6 年間の同種業務分野（部門）の業務成績評定点※ ⁴	(6)		(6)		(5)	
(3) 配置予定担当技術者の能力	(4)		(7)		(7)	
保有する資格	(2)	(2)※ ¹	(4)	(4)※ ²	(4)	(4)※ ²
手持ち業務予定件数	(2)		(4)		(4)	
過去 3 年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
(4) 技術提案	(20)					
実施方針	(10)					
技術提案	(10)					
(5) 地域貢献の実績			(1)		(2)	
過去 5 年間の災害等に関する業務の受注実績の有無			(1)		(2)	
(6) 指名除外の状況	(－1)		(－1)		(－1)	
過去 1 年間の指名除外措置の有無	(－1)		(－1)		(－1)	
技 術 評 価 点	(55)		(38)～(41)		(35)	
価 格 評 価 点	(40)		(40)		(40)	
評 価 値（技術評価点＋価格評価点）	95		78～81		75	

※1 合計点の上限値は 2 点とする。

※2 合計点の上限値は 4 点とする。

※3 ◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※4 成績点及び技術者の継続教育の評価対象期間の改正は R5. 4. 1 からとする。

下線部は変更箇所

建築関係建設コンサルタント業務に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 評価項目の改正点

企業の能力「過去5年間の業務成績3件の平均点」の追加

業務成績平均点を、次の計算式で換算した点により評価する。

$$(3.0 \times (\text{平均点} - 65) / 20)$$

※対象業務は広島県発注の当該業務に限るものとする。

※3件に満たない場合は残りの件数すべてを65点とする。

3 評価対象期間の変更

配置予定管理（担当）技術者の能力「継続教育（CPD）の取組み」における評価対象期間の変更《継続》

新型コロナウイルス感染症に伴う影響により単位の取得が困難であったことから、引き続き、令和5年度も評価対象期間を1年延長する。

指名通知日	R5. 4. 1～R6. 3. 31
評価対象期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年）

4 施行期日

令和5年6月1日以降に指名する業務から実施する。

3については、令和5年4月1日以降に指名する業務から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課））

総合評価落札方式【建築設計業務】の評価項目改正案（R5.6～）

		実績評価型	技術評価 1 型
(1) 企業の能力		13.0	13.0
① 過去 10 年間の同種・同規模設計業務の実績		6.0	6.0
② 地域内における過去 10 年間の同種設計業務の実績		3.0	3.0
③ 過去 5 年間の県発注同種業務分野 3 件の業務成績評定の平均点		3.0	3.0
④ 過去 2 年間に建築関係での優良建設コンサルタントの表彰に該当		1.0	1.0
(2) 配置予定管理技術者		13.0	11.0
① 管理技術者の保有する専門資格		2.0	2.0
② 若手・女性技術者の配置		2.0	
③ 過去 3 年間の継続教育（CPD）の取組み		3.0	3.0
④ 過去 10 年間の管理技術者の同種業務の実績		6.0	6.0
(3) 配置予定担当技術者		6.0～8.0	6.0～8.0
〔総合〕	① 〔総合〕保有する資格	2.0	2.0
	② 過去 3 年間の継続学習（CPD）の取組状況 （建築 CPD 運営会議が運営する制度における学習実績）	2.0	2.0
〔構造〕	③ 〔構造〕保有する資格	1.0	1.0
	④ 過去 3 年間の継続学習（CPD）の取組状況 （建築 CPD 運営会議が運営する制度における学習実績）	1.0	1.0
〔設備〕	⑤ 〔設備〕保有する資格＜選択＞	◎1.0	◎1.0
	⑥ 過去 3 年間の継続学習（CPD）の取組状況（建築 CPD 運営会議及び 建設系 CPD 協議会加盟団体が運営する制度における学習実績）	◎1.0	◎1.0
(4) 社会的要請・貢献		2.0	2.0
① 賠償責任保険加入状況		1.0	1.0
② 広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況		1.0	1.0
(5) 指名除外の状況		-1.0	-1.0
① 過去 1 年間における指名除外措置の有無		-1.0	-1.0
(6) 技術提案			0.0～15.0
① 性能・機能の向上に関する課題			0.0～15.0
合 計		34.0～36.0	47.0～49.0

※各型式の評価項目は標準例であり，実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※技術者の継続教育の評価対象期間の改正は R5.4.1 からとする。

下線部は変更箇所

11 C I M推進モデル業務及びC I M活用工事の拡大について

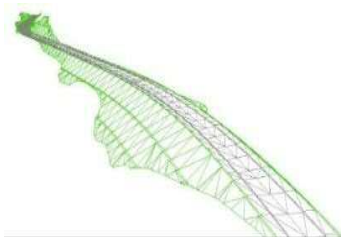
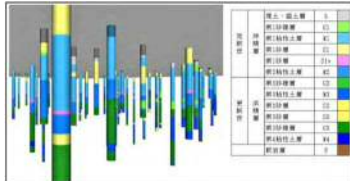
1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、引き続き「C I M推進モデル業務」及び「C I M活用工事」の拡大に取り組む。

2 内容

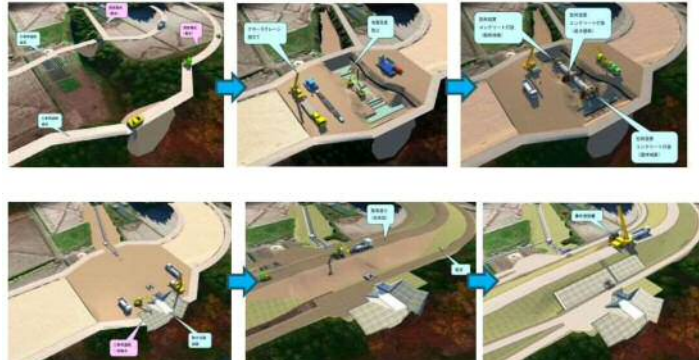
(1) C I M推進モデル業務

- ・「土工の3次元設計業務」について、I C T活用工事（土工）の推進を図るため、概ね1,000m³以上の土工を取り扱う業務を『発注者指定型』で発注する。
- ・「C I M活用業務」について、橋梁、函渠、砂防堰堤などの主要な土木構造物の詳細設計業務を対象に、請負対象設計金額2千万円以上の業務を『発注者指定型』上記以外を『受注者希望型』で発注し、設計業務件数の3割の実施を目指す。

C I M推進モデル業務	
① 土工の3次元設計 ・施工段階のI C T活用工事を利用する3次元設計データを、上流工程の設計段階で作成する業務 ・I C T活用工事を実施するために必要となる3次元モデル（スケルトンモデル、サーフェスモデル）を作成  サーフェスモデルの例	② C I M活用業務 ・C I Mを活用して、施工段階、維持管理段階など後工程のために必要なC I Mモデルの作成、C I Mモデルを活用した検討等を実施する業務 ※C I Mモデルとは 対象とする構造物等の形状を3次元で立体的に表現した「3次元モデル」と「属性情報（3次元モデルに付与する部材の名称、形状、寸法、物性、強度、数量等の情報）」、「参照資料（C I Mモデルを補足する従来の2次元図面等の資料）」を組み合わせたもの  地質・土質モデルの例  構造物モデルの例

(2) C I M活用工事

設計段階において作成した「C I Mモデル」がある場合については、原則として、『発注者指定型』で発注する。

C I Mの活用事例	
C I M活用工事（施工計画の検討事例） ・仮設備の配置や施工手順、工事の進捗状況等をC I Mモデルを活用し視覚化することで、計画の策定、関係者間での情報の共有を行い、事業推進の効率化・高度化を図る ※C I Mモデルとは 対象とする構造物等の形状を3次元で立体的に表現した「3次元モデル」と「属性情報（3次元モデルに付与する部材の名称、形状、寸法、物性、強度、数量等の情報）」、「参照資料（C I Mモデルを補足する従来の2次元図面等の資料）」を組み合わせたもの	
	

3 施行期日

令和5年6月1日以降に指名・公告する業務・工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

12 B I M推進モデル業務の試行について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、B I M推進モデル業務の試行を開始する。

2 内容

B I M (Building Information Modelling) 推進モデル業務

建設産業の生産性向上の実現に向け、設計段階において3次元モデルを導入し、業務の効率化を図る。

まずは、延床面積が概ね2,000㎡以上の新築工事の設計業務について、年数件程度、3次元データ（基本設計レベル）の提出を求める。

B I Mとは

コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するものである。B I Mの活用により、業務量や時間・コスト・様々なリスクなどの低減・平準化などの生産性向上が期待できる。

3 施行期日

令和5年6月1日以降に指名・公告する業務から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課））

13 令和5・6年度の建設工事等に係る入札参加資格の認定について

令和5・6年度の建設工事等に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区 分		全 体 数	うち県内業者
認 定 数	資格数	9,821 者 (9,955 者)	7,660 者 (7,775 者)
	認定者実数	2,804 者 (2,843 者)	2,182 者 (2,226 者)
	認定業種	全 3 2 業種	

※（ ）内の数字は、令和3・4年度の当初資格認定時の業者数等である。

2 格付の認定方法

次により算定した総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出

イ 客観数値は、資格認定申請書に添付された経営事項審査の結果の当該業種の総合評点

ウ 主観数値は、次の事項について評価

- 工事成績数値～県が発注した建設工事の完成工事成績点（加点及び減点要素）
配点：従前どおり
- 指名除外数値～指名除外、下請制限及び契約制限した月数（減点要素）
配点：従前どおり
- その他数値（加点要素）
配点等：別表の通り

(2) 格付基準

業種 格付等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	とび土工コン クリート工事	法面処理工事	舗装工事	造園工事	電気工事	管工事
A	1,320 以上 (1,290 以上)	1120 以上 (1,125 以上)	930 以上 (940 以上)	1,015 以上 (1,020 以上)	1,035 以上 (1,060 以上)	840 以上	935 以上	920 以上
B	915 以上 (885 以上)	850 以上	815 以上	855 以上	855 以上	780 以上	795 以上	795 以上
C	670 以上	670 以上	725 以上	690 以上	725 以上	680 以上	695 以上	680 以上
D	670 未満	670 未満	725 未満	690 未満	725 未満	680 未満	695 未満	680 未満
業種 格付等級	鋼構造物 工 事	塗装工事	水道工事	解体工事	しゅんせつ 工 事	機械器具設置、 電気通信工事		
A	850 以上	970 以上	915 以上	925 以上 (940 以上)	755 以上	915 以上		
B	755 以上 (770 以上)	790 以上 (800 以上)	780 以上	795 以上	665 以上	650 以上		
C	695 以上	690 以上	690 以上	715 以上	665 未満	650 未満		
D	695 未満	690 未満	690 未満	715 未満				

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

・（ ）内の数字は現行の格付数値を示す。

3 有効期間

令和5年6月1日から、令和7年度以降の資格認定日まで。

別表

令和5・6年度の評価項目（主観数値）

現行（令和3・4年度）		改正後（令和5・6年度）	
評価項目	配点	評価項目	配点
工事の施工実績		工事の施工実績	
県発注工事の工事成績数値		県発注工事の工事成績数値	
優良建設業者表彰	10点～40点	優良建設業者表彰	10点～40点
技術者の継続学習の状況		—	—
土木施工CPDS学習単位数	2～20点		
建築CPD学習時間数	2～20点		
造園CPD学習単位数	2～20点		
品質等の確保		品質等の確保	
エコアクション21の認証又はISO14005の取得	7点	エコアクション21の認証	3点
		ISO14005の取得	3点
建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点	建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5点	消防団協力事業所の認定※	5点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点
障害者の雇用※	5点	障害者の雇用※	5点
広島県公共土木施設災害支援制度の認定	5点	—	—
—	—	大規模災害時の協力建設事業者登録制度の登録	5点
働き方改革の取組		働き方改革の取組	
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	2点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点
広島県働き方改革実践企業認定制度の登録	3点		
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点	広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点
指名除外等の状況（△減点評価）	△10点（×除外月数）	指名除外等の状況（△減点評価）	△10点（×除外月数）

建設工事に係る格付別標準発注金額表の改正について

建設工事に係る格付別標準発注金額表を次のとおり改正し、令和５年６月１日以降に指名又は公告する工事から適用する。

土木一式工事以外の業種については、変更しない。

※ 建設工事指名業者等選定要綱別表第４から６に掲げる土木一式工事の格付別標準発注金額表（一）の改正

	改正前	改正後																																							
別表第 4	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th colspan="2">格付け</th></tr><tr><td>2 億円以上</td><td>A</td><td></td></tr><tr><td>1 億円以上 2 億円未満</td><td>A (駒)</td><td></td></tr><tr><td>5, 000 万円以上 1 億円未満</td><td>A (駒)</td><td>B</td></tr><tr><td>1, 000 万円以上 5, 000 万円未満</td><td>B</td><td>C</td></tr><tr><td>1, 000 万円未満</td><td>C</td><td>D</td></tr></table>	請負対象設計金額	格付け		2 億円以上	A		1 億円以上 2 億円未満	A (駒)		5, 000 万円以上 1 億円未満	A (駒)	B	1, 000 万円以上 5, 000 万円未満	B	C	1, 000 万円未満	C	D	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th colspan="2">格付け</th></tr><tr><td>2 億円以上</td><td>A</td><td></td></tr><tr><td>1 億円以上 2 億円未満</td><td>A (駒)</td><td></td></tr><tr><td>5, 000 万円以上 1 億円未満</td><td>A (駒)</td><td>B</td></tr><tr><td><u>2, 000 万円以上 5, 000 万円未満</u></td><td><u>B</u></td><td><u>C</u></td></tr><tr><td><u>1, 000 万円以上 2, 000 万円未満</u></td><td><u>C</u></td><td></td></tr><tr><td>1, 000 万円未満</td><td>C</td><td>D</td></tr></table>	請負対象設計金額	格付け		2 億円以上	A		1 億円以上 2 億円未満	A (駒)		5, 000 万円以上 1 億円未満	A (駒)	B	<u>2, 000 万円以上 5, 000 万円未満</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>1, 000 万円以上 2, 000 万円未満</u>	<u>C</u>		1, 000 万円未満	C	D
	請負対象設計金額	格付け																																							
	2 億円以上	A																																							
	1 億円以上 2 億円未満	A (駒)																																							
	5, 000 万円以上 1 億円未満	A (駒)	B																																						
	1, 000 万円以上 5, 000 万円未満	B	C																																						
	1, 000 万円未満	C	D																																						
請負対象設計金額	格付け																																								
2 億円以上	A																																								
1 億円以上 2 億円未満	A (駒)																																								
5, 000 万円以上 1 億円未満	A (駒)	B																																							
<u>2, 000 万円以上 5, 000 万円未満</u>	<u>B</u>	<u>C</u>																																							
<u>1, 000 万円以上 2, 000 万円未満</u>	<u>C</u>																																								
1, 000 万円未満	C	D																																							
別表第 5	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th>格付け</th></tr><tr><td>1 億円以上, 1 億 5, 000 万円未満</td><td>B</td></tr></table>	請負対象設計金額	格付け	1 億円以上, 1 億 5, 000 万円未満	B	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th>格付け</th></tr><tr><td><u>1 億円以上, 2 億円未満</u></td><td><u>B</u></td></tr></table> 【参考】 一般競争入札事務要綱（事後審査型）別記 1（元請施工実績件数 4 件以上かつ平均工事成績点 8.2 点以上 等）に該当する格付け B の者	請負対象設計金額	格付け	<u>1 億円以上, 2 億円未満</u>	<u>B</u>																															
	請負対象設計金額	格付け																																							
1 億円以上, 1 億 5, 000 万円未満	B																																								
請負対象設計金額	格付け																																								
<u>1 億円以上, 2 億円未満</u>	<u>B</u>																																								
別表第 6	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th>格付け</th></tr><tr><td>5000 万円以上, 8, 000 万円未満</td><td>C</td></tr></table>	請負対象設計金額	格付け	5000 万円以上, 8, 000 万円未満	C	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th>格付け</th></tr><tr><td><u>1 億円以上, 1 億 5, 000 万円未満</u></td><td><u>B</u></td></tr><tr><td>5000 万円以上, 8, 000 万円未満</td><td>C</td></tr></table> (注) 格付け「B」のうち平均工事成績点が 8.0 点以上の者 格付け「C」のうち平均工事成績点が 7.8 点以上の者 ・総合評価落札方式により実施する工事に限る（別表 7 に定める工事を除く。）。	請負対象設計金額	格付け	<u>1 億円以上, 1 億 5, 000 万円未満</u>	<u>B</u>	5000 万円以上, 8, 000 万円未満	C																													
	請負対象設計金額	格付け																																							
5000 万円以上, 8, 000 万円未満	C																																								
請負対象設計金額	格付け																																								
<u>1 億円以上, 1 億 5, 000 万円未満</u>	<u>B</u>																																								
5000 万円以上, 8, 000 万円未満	C																																								

14 令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格の認定について

令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区 分			全 体 数	うち県内業者
認 定 数	資格数	延分野数	1,669 者 (1,709 者)	605 者 (654 者)
		延部門数	8,667 者 (8,798 者)	3,292 者 (3,573 者)
	認定者実数		743 者 (762 者)	304 者 (335 者)
	業務分野		6 分野 46 部門 (全分野・全部門)	

※ () 内の数字は、令和3・4年度当初認定時の業者数である。

業務分野は次のとおり。(分野毎の専門で細分化した46業務部門毎に資格を認定した。)

業務分野	業務部門	部門数
測量業務	測量一般, 航空測量, 地図の調整	3
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般, 意匠, 構造, 電気等	10
地質調査	地質調査	1
土木関係建設コンサルタント業務	道路, トンネル, 電気・電子等	21
補償関係建設コンサルタント業務	土地調査, 土地評価, 物件等	8
その他業務	不動産鑑定, 登記手続, その他	3

2 格付の認定方法

次により算出した業務分野毎(その他を除く)の総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出

イ 客観数値は、業務分野別実績高、自己資本額、営業年数、技術者数により算出

ウ 主観数値は、次の事項について評価

- 業務成績数値～県が発注した業務の完了業務成績点(加点及び減点要素)
配点：従前どおり
- 指名除外数値～指名除外、再受託制限及び契約制限した月数(減点要素)
配点：従前どおり
- その他数値(加点要素)
配点等：別表の通り。

(2) 格付基準

格付	測量業務	建築関係建設 コンサルタント業務	地質調査業務	土木関係建設 コンサルタント業務	補償関係建設 コンサルタント業務
A	230 点以上 (200 点以上)	170 点以上	160 点以上	185 点以上 (175 点以上)	205 点以上
B	130 点以上	100 点以上	85 点以上 (90 点以上)	110 点以上	120 点以上 (130 点以上)
C	130 点未満	100 点未満	85 点未満 (90 点未満)	110 点未満	120 点未満 (130 点未満)

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

・() 内の数字は現行の格付数値を示す。

3 有効期間

令和5年6月1日から、令和7年度以降の資格認定日まで。

令和5・6年度の評価項目（主観数値）

現行（令和3・4年度）		改正後（令和5・6年度）	
評価項目	配点	評価項目	配点
業務の施工実績		業務の施工実績	
県発注業務の業務成績数値		県発注業務の業務成績数値	
優良建設コンサルタント表彰	5点～20点	優良建設コンサルタント表彰	5点～20点
技術者の継続学習の状況		技術者の継続学習の状況	
建設系CPD学習単位数※1	2～10点	建設系CPD学習単位数※1	2～10点
測量系CPD学習時間数※2	2～10点	測量系CPD学習時間数※2	2～10点
建築系CPD学習単位数※3	2～10点	建築系CPD学習単位数※3	2～10点
品質等の確保		品質等の確保	
I SO9001の取得	5点	I SO9001の取得	5点
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5点	消防団協力事業所の認定※	5点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点
障害者の雇用※	5点	障害者の雇用※	5点
広島県公共土木施設災害支援制度の認定	5点	—	—
働き方改革の取組		働き方改革の取組	
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	2点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点
広島県働き方改革実践企業認定制度の登録	3点		
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点	広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点
指名除外等の状況（△減点評価）	△4点 （×除外月数）	指名除外等の状況（△減点評価）	△4点 （×除外月数）

※1 土木関係建設コンサルタント分野及び地質調査分野に加点 ※2 測量分野に加点

※3 建築関係建設コンサルタント分野に加点 ※県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）